

# IV 公益非営利組織としての基本的規律

## 1 経営の原則

- ・社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として相応しい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。
- ・社会福祉法人は、社会福祉事業、公益事業を行うにあたり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない(法24)。

## 2 非分配原則

- ・事業年度における剰余金(利益)の設立者、役員、評議員等への分配は禁止されている。
- ・財産に対する持分権がなく、また解散時における残余財産の帰属すべき権利者を定款で定める場合は、その者は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない(法31⑥)。

### 3 特別の利益供与の禁止

社会福祉法人は、その事業を行うにあたり、その評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対し特別の利益を与えてはならない(法27、令13の2、則1の3)。

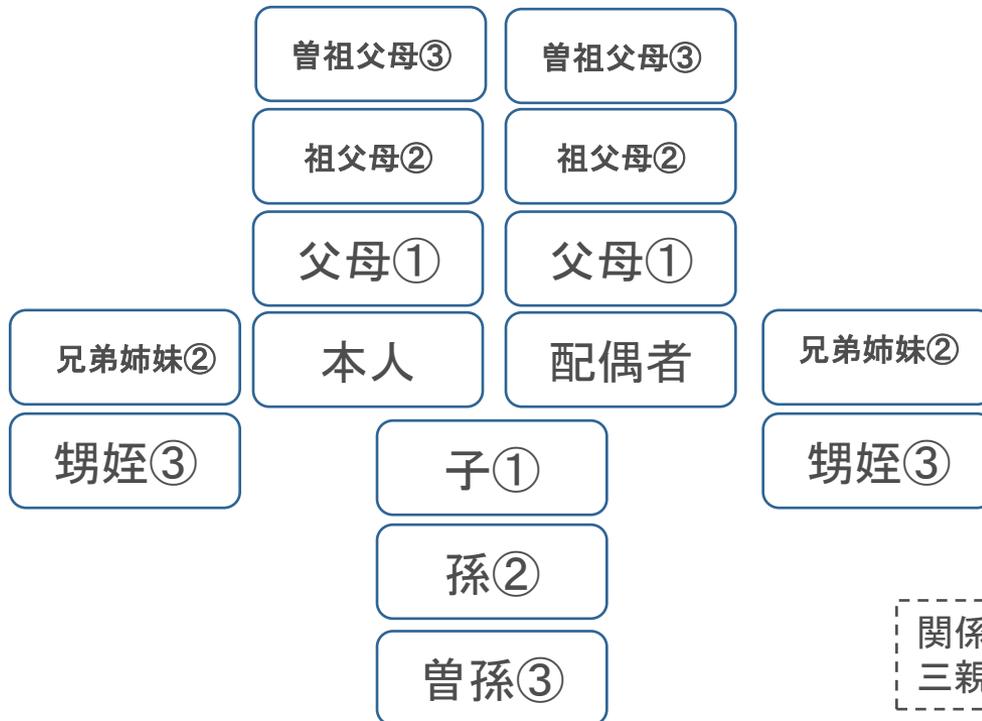
#### 【利益供与の禁止対象者】

- ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- ② 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- ③ 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持する者
- ⑤ 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人  
(A) 又はその法人の事業活動を支配する者 (B)
  - (A) 当該法人が他の法人の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」における当該他の法人 (子法人)
  - (B) 一の者が当該法人の「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」における当該一の者 (支配権限者)

# 特別の利益供与禁止の対象者

- ① 設立者・役員・評議員・職員
- ③ これらの者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ これらの者から受ける金銭等によって生計を維持している者

② 設立者・役員・評議員・職員の配偶者  
又は三親等内の親族



(設立者が法人の場合)  
⑤ その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令(則1の3)で定めるもの

関係図の三親等の親族の配偶者は、  
三親等内の親族に該当する



## 4 役員等報酬

### 1) 役員等報酬の水準

理事、監事、評議員に対する報酬等は、民間事業者の役員等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めなければならない。

この基準の制定、改廃は評議員会の承認を受けなければならない(法45の35)。

### 2) 報酬の定義

報酬とは報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金を言う(11/11事務連絡)。

法人が特別の任務として原稿執筆、講師などを依頼したときの謝金や評議員会、理事会、監事監査の際に支払われる謝金も役員報酬とみなされる。

### 3) 役員等報酬基準について

以下の内容を規定すること(則2の42)。

- ・勤務形態に応じた報酬等の区分
- ・報酬等の金額の算定方法
- ・支給の方法
- ・支給の形態

## 4) 各役員等の報酬の決め方

### (1) 評議員（法45の8④、一般法人法196）

- ・定款で必ず定める。
- ・個別の額までは規定せず、総額表示でよい。
- ・無報酬の場合もその旨規定する(理事、監事も同じ)。

### (2) 理事（法45の16④、一般法人法89）

- ・定款で定める又は評議員会の決議によって定める。
- ・いずれの場合も総額でもよい。
- ・個人ごとの報酬はその総額及び「役員等報酬基準」の範囲内で理事会で決定する。

### (3) 監事（法45の18③、一般法人法105）

- ・定款で定める又は評議員会の決議によって定める。
- ・いずれの場合も総額でもよい。
- ・個人ごとの報酬はその総額及び「役員等報酬基準」の範囲内で監事の協議により決定する。
- ・監事は評議員会において監事の報酬について意見を述べることができる。

### (4) 会計監査人（法45の19⑥、一般法人法110）

- ・理事は会計監査人に報酬を支給するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。

# V 役員等について

## 1 役員等となれない者

下記表記載の者はそれぞれ評議員・理事・監事になることができない(法40,44)。

法人
成年被後見人又は被保佐人
所定の法律(社会福祉法等)に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員
暴力団等の反社会的勢力の者

## 2 資格要件及び人数制限

役員等の選任にあたっては、下記表による資格要件や属性による人数制限等を遵守すること(法39,40,44,45の2)

役員等	資格・人数制限
評議員	<ul style="list-style-type: none"><li>①社会福祉法人の適性な運営に必要な識見を有する者</li><li>②当該社会福祉法人の役員又は職員を兼ねることができない</li><li>③評議員のうちには、各評議員についてその配偶者又は三親等以内の親族、その他の特殊関係者(則2の7)が含まれてはならない</li><li>④評議員のうちには、各役員についてその配偶者又は三親等以内の親族、その他の特殊関係者(則2の8)が含まれてはならない</li></ul>
理事	<ul style="list-style-type: none"><li>①次に掲げるものが含まれなければならない<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉事業の経営に関する識見を有する者</li><li>・当該事業の区域における福祉に関する実情に通じている者</li><li>・施設を管理している場合には当該施設の管理者</li></ul></li><li>②各理事についてその配偶者若しくは三親等以内の親族その他の特殊関係者(則2の10)が3人を超えて含まれてはならない</li><li>③当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他の特殊関係者(則2の10)が理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない</li></ul>



役員等	資格・人数制限
監事	<p>①当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねてはならない</p> <p>②次に掲げるものが含まれなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉事業について識見を有する者</li><li>・財務管理について識見を有する者</li></ul> <p>③監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族、その他の特殊関係者(則2の11)が含まれてはならない</p>
会計監査人	<p>①公認会計士又は監査法人でなければならない</p> <p>②公認会計士法の規定により計算書類について監査することができない者は会計監査人となることはできない</p>

# 各評議員と特殊の関係にある者等

(則2の7、則2の8)

## 評議員になれない者

各評議員又は各役員

配偶者

三親等内の親族

事実婚の関係者

使用人

配偶者

各評議員・  
各役員からの  
金銭等で生計  
を維持して  
いる者

配偶者

三親等内の親族で生計を  
一にする者

評議員又は役員が評議員となっている他の  
社会福祉法人の役員・職員  
(ただし、これらの者が他の社会福祉法人  
の評議員総数の半数を超える場合)

## 評議員総数の3分の1を 超えてはならない者

当該評議員又は当該役員が役員  
である他の同一の団体(社会福  
祉法人を除く)の役員・職員

国・地方公共団体等の職員

# 各理事と特殊の関係にある者等

(則2の10)

以下の人たちは3人を超えて含まれ、又は理事総数の3分の1を超えてはならない

## 各理事の

配偶者

三親等内の親族

事実婚の関係者

使用人

配偶者

当該理事からの金銭等で生計を維持している者

配偶者

三親等内の親族で生計を一にする者

当該理事が役員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員・職員  
（ただし、これらの者が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超える場合）

国・地方公共団体等の職員  
（ただし、これらの者が当該社会福祉法人の理事総数の3分の1を超える場合）

# 各監事と特殊の関係にある者等

(則2の11)

## 監事になれない者

各役員

配偶者

三親等内の親族

事実婚の関係者

使用人

配偶者

当該役員からの金銭等で生計を維持している者

配偶者

三親等内の親族で生計を一にする者

当該役員が評議員となっている他の社会福祉法人の役員・職員  
(ただし、これらの者が他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超える場合)

## 監事総数の3分の1を超えてはならない者

当該理事が役員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く)の役員・職員

当該監事が役員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く)の役員・職員

国・地方公共団体等の職員



Q1 A社会福祉法人の甲評議員が評議員となっているB社会福祉法人の役職員はA社会福祉法人の評議員となれるか。

A1 なれる。ただし、B社会福祉法人の評議員となっているA社会福祉法人の評議員、役員合計数がB社会福祉法人の評議員総数の半数を超えている場合はなれない。

Q2 A社会福祉法人の甲理事が監事を務めているB公益財団法人の役職員はA社会福祉法人の評議員になれるか。

A2 なれる。ただし、B公益財団法人の役職員がA社会福祉法人の評議員総数の3分の1を超えることはできない。

Q3 A社会福祉法人の甲理事が経営するC社の役員・職員は、A社会福祉法人の役員になれるか。

A3 なれる。ただし、C社の役職員がA社会福祉法人の理事総数の3分の1を超えることはできない。

Q4 A社会福祉法人の甲理事が経営するC社会福祉法人の役員はA社会福祉法人の役員になれるか。

A4 なれる、人数制限もない。

Q5 A社会福祉法人の甲理事の配偶者がA社会福祉法人の監事になれるか。

A5 なれない。

Q6 A社会福祉法人の乙監事が評議員であるB社会福祉法人の役員・職員はA社会福祉法人の監事になれるか。

A6 なれる。ただし、C社会福祉法人の評議員となっているA社会福祉法人の評議員、役員、職員合計数が、C社会福祉法人の評議員総数の半数を超えている場合は、A社会福祉法人の監事になることはできない。

### 3 員数

	員数	備考
評議員	定款で定めた理事の員数を超える数 (法40③)	現存社会福祉法人について、平成27年度決算において収益が4億円を超えない法人は、施行日から3年間は4人以上とする特例に留意(法附則10, 令4)
理事	6人以上(法44③)	
監事	2人以上(法44③)	

## 4 選任・解任

	選任・解任機関	備考
評議員	「外部有識者を含めた評議員選任・解任委員会を設置し、この委員会が選・解任する」方法が厚労省より例示されている	法令は理事又は理事会が評議員を選・解任する旨の定めは無効（法31⑤）とするだけで、基本的には法人が定款で自由に決めることができるが（法31①五）、事実上各所轄庁は評議員選任・解任委員会による選・解任を指導している。
理事	評議員会（法43① 同45の4）	
監事	評議員会（法43① 同45の4）	監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意が必要（法43③、一般法人法72①）
会計監査人	評議員会（法43① 同45の4）	監事全員の同意による会計監査人の解任もできる（法45の5） 会計監査人の選任・解任・不再任の議案内容は監事の過半数により決定する（法43③、一般法人法73②）

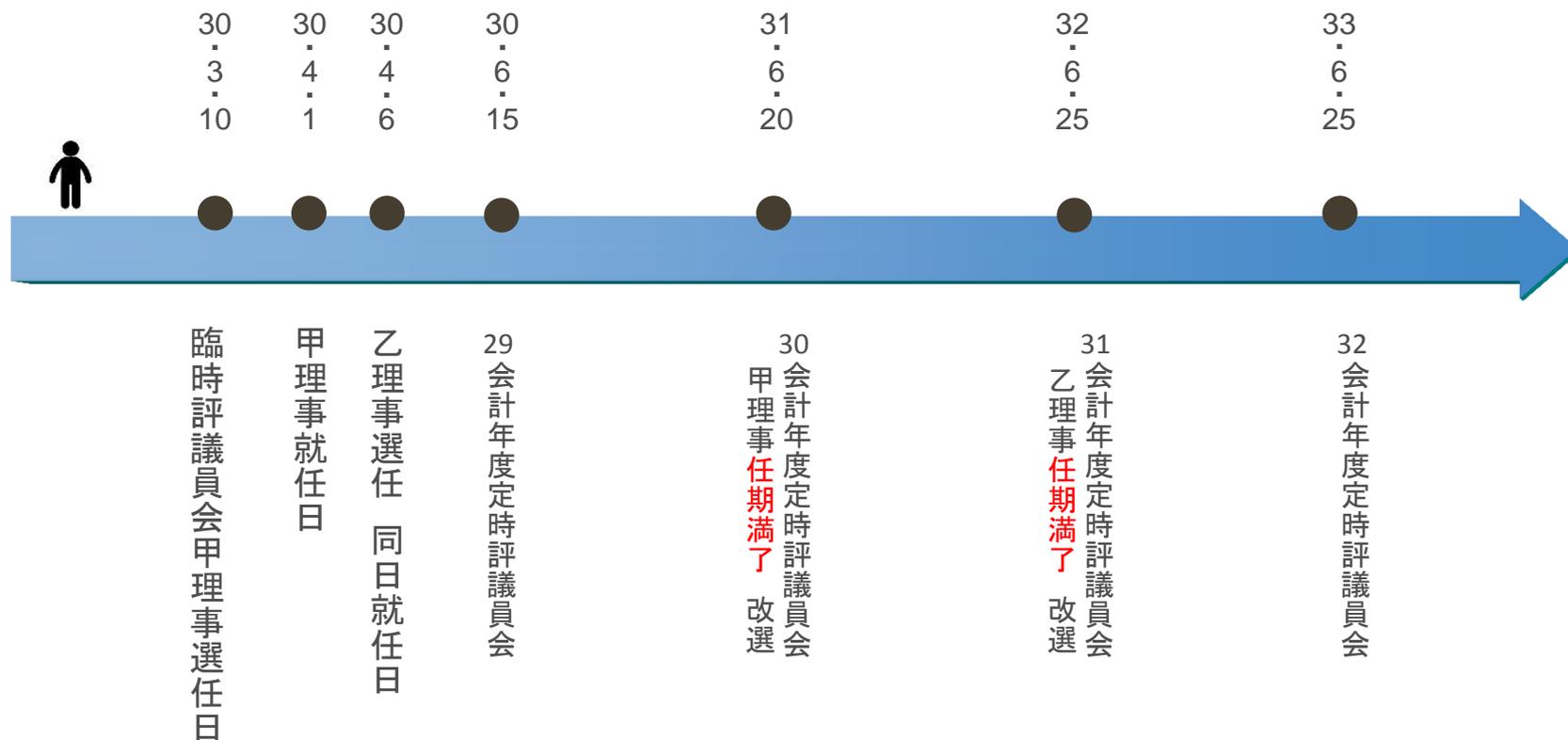
## 5 解任事由

	解任事由	解任手続き
評議員	特に解任できる事由については法律規定がないので、基本的には定款で役員の解任事由を準用するか又は事由を特に規定しないことも考えられる。	評議員選任・解任委員会による決議
理事・監事	<ul style="list-style-type: none"><li>・職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき</li><li>・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき(法45の4)</li></ul>	評議員会による決議 (監事については特別決議が必要)
会計監査人	<ul style="list-style-type: none"><li>・職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき</li><li>・会計監査人としてふさわしくない非行があったとき</li><li>・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき(法45の4、同45の5)</li></ul>	評議員会による決議 又は 監事全員の合意による解任

## 6 任期

	原則の任期	定款規程による例外
評議員	選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(法41①)	i 定款の規定により4年を6年まで伸長できる(法41①) ii 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を定款の規定により退任した評議員の任期の満了までとすることができる(法41②)
理事・監事	選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(法45)	i 定款の規定により2年を2年未満に短縮できる(法45) ii 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期を定款の規定により退任した役員の任期の満了までとすることができる
会計監査人	・ 選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで(法45の3①) ・ 定時評議員会において不再任の決議がないときは、再任したものとみなされる(法45の3②)	

## 役員・評議員任期の数え方 (下図は理事の例)



- ・ある会計年度中に選任された理事は、その会計年度の次の会計年度の計算書類等を決議する定時評議員会終結の時までが任期の期間と計算する
- ・起算は就任日ではなく選任日。

## 7 役員等に欠員が生じた場合

### 1) 補欠役員制度（法43②、則2の9）

(1) 法律又は定款で定めた役員員数が欠ける場合に備えて、あらかじめ補欠役員（1名以上）を選任しておくことができる。この場合次のことを決定しておく。

- ・特定の一人又は二人以上の役員補欠として選任する。
- ・同一の役員（一人又は二人以上）の補欠として二人以上の補欠役員を選任するときは補欠役員相互間の優先順位。

(2) 補欠役員選任に係る決議の効力は、定款で別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時評議員会開始の時までとする。  
ただし、評議員会の決議によってその期間を短縮することができる。

(3) 役員に欠員を生じた場合は、この補欠役員が自動的に役員に就任する。

(4) 補欠役員の任期は定款に規定することによって前任役員の残任期間とすることができる。

(5) なお、評議員には補欠評議員選任制度は規定されていないが、任期満了前に退任した評議員を補欠選任する規定（法41②）が設けられている。  
(51ページ 4) 参照)

## 2) 役員欠員補充

定款で定めた理事又は監事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない(法45の7)

## 3) 退任役員及び評議員の権利義務承継

- ・法律又は定款で定めた評議員又は役員が欠けた場合、退任評議員又は退任役員は、新評議員又は新役員が就任するまで、なお評議員又は役員としての権利義務を有する(法42①、45の6①)
- ・上記の場合、事務遅滞により損害が生ずる恐れがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で一時評議員又は一時役員職務を行うべき者を選任することができる(法42②、45の6②)
- ・会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない(法45の6③)

## 4) 任期満了前退任した評議員、役員への補欠（補充）

### (1) 評議員の場合

任期満了前に退任した評議員を補欠（補充）するために選任した評議員の任期は退任した評議員の任期満了の時までとすることを定款で規定しておくことが認められている（法41②）。この規定によっていわゆる「任期合わせ」が可能となる。

### (2) 役員の場合

役員については、評議員におけるような補欠（補充）に関する規定はないが、補欠役員に関する制度に関する規定における任期の考え方は、補充の場合にも適用しうると解されており「任期合わせ」が可能となる。



Q 「補欠役員」と「任期満了前に退任した役員への補欠として選任された役員」とは異なるものか。

A 法律的には異なる。「補欠役員」は予め役員の数に足りない場合に備えて選任するもので、役員が欠けたときに役員として就任するので、それまでは役員ではない。

これに対して、「任期満了前に退任した役員への補欠として選任された役員」は、任期中退任した役員を補充するために、退任があったときに選任するものである。いずれの場合も、定款で前任者の残任期間とする旨を規定しない限り、選任時より原則の任期を計算する。